

ひょうご花緑創造プランの概要

I はじめに（序章）

目的

県民のゆたかな暮らしの実現に寄与するため、県民・団体・事業者・行政との参画と協働による花と緑の取り組みの方向性を示す

計画年度

平成28年度～平成37年度
〔10年間〕

位置付け

・県下の花と緑の取り組みの方向性を示す個別分野の計画
・広域的観点からの緑地に関する広域緑地計画としての性格も有する計画

II 花と緑の現状と課題（第1章）

1 これまでの花緑に関する取り組み

「県民緑税」事業（災害に強い森づくり・県民まちなみ緑化事業）、緑化基金事業、環境条例による義務緑化など、各地域での地域住民、緑化活動団体、民間団体、民間事業者などの多様な主体による取り組みの広がり

2 花と緑の現状と課題

花と緑をとりまく状況	課題〔花緑の持つ効果〕	対応
参画と協働による花緑の取り組みの広がり、花緑への関心の高さ	参画と協働の取り組みの継続が必要	理念
「ゆたかさ」のとらえ方（量より質へ、体験・活動志向）	ゆたかさへの視点が必要	目標
現行プランの評価	地域による花緑の偏在の是正が必要	
人口減少・少子高齢化社会の本格到来、地域コミュニティの衰退、人と人のかかわりの希薄とボランティア活動への関心	地域のコミュニティ形成・再生 〔コミュニティ形成効果〕	基本方針1 推進施策1
深刻化する地球温暖化・環境問題、公園・緑地の整備状況、空き家・空き地・耕作放棄地など空き空間の増加	環境保全への対応の継続・拡充 〔環境保全効果〕	基本方針2 推進施策2
生物多様性の保全	生物多様性保全への対応の継続・拡充 〔環境保全効果〕	基本方針3 推進施策3
平均寿命と健康寿命との差、都市と農山村との連携、良好な景観の形成、地域創生による人口対策、地域の元気づくり	体験・活動による心身の維持・向上〔健康増進効果〕 地域資源の活用、地域間交流〔地域核の再生・地域活性化効果〕〔景観形成効果〕	基本方針4 推進施策4
自助・共助による地域防災力の必要性、防災・減災に資する都市での緑化の必要性、災害に強い森づくりの必要性	防災対策の継続、防災意識の醸成 〔防災効果〕	基本方針5 推進施策5
維持管理の苦労と難しさ	持続性の観点から維持管理への対応検討が必要	維持管理の推進

III 理念（第2章）

花緑の『育み』、『恵み』による『ゆたかな暮らし』の実現

花と緑の多様な役割・効果を県民、団体、事業者、行政の間で共有し、共に取り組み（『育み』）、その成果・効果・実感（『恵み』）を受けて『ゆたかな暮らし』につなげます。

IV 目標（第3章）

1 基本目標

身近な花と緑に満足する人の割合を増やす
住まいや職場、学校など身近な緑（樹木や草花）の満足度
現状：約65%（H26）⇒ 中間目標：67.5%（H32）
⇒ 目標：70%（H37）

市街化区域の緑地割合3割の維持（H37）
現状：30.6%（H25）
人口集中地区の緑地割合25%の確保（H37）
現状：23.3%（H25）中間目標24.2%（H32）

2 地域目標

都市地域：ゆとりと潤いある都市空間の維持・創造
農山村地域等：田園・里山空間等多自然環境の保全・活用
森林地域：豊かな多自然環境にある森林の保全・活用

V 基本方針（第4章）

1 「花と緑を活かして、人と人・地域とのつながりやコミュニティをつくります」

2 「花と緑を活かして、人にやさしい環境をつくります」

3 「花と緑を活かして、自然と共生した環境をつくります」

4 「花と緑を活かして、すべての世代の健康や生きがい、地域間の交流や地域への愛着、にぎわいをつくります」

5 「花と緑を活かして、安全・安心に暮らせる地域をつくります」

VI 推進施策（第5章）

1 目標達成へ向けた施策の推進の基礎となる5つの行動

①しる・まなぶ・かんがえる、②まもる、③つくる、
④そだてる、⑤つなぐ・ささえる

2 施策展開の視点

地域特性に応じた施策展開、花緑活動の持続性

3 推進施策の展開

1 参画と協働による花緑活動の一層の推進	①コミュニティ形成に繋がる住民団体による緑化活動の推進 ②ボランティア活動等の緑化活動の推進 ③事業者等による緑化活動機会の創出
2 広域及び生活に身近な地域における緑地の創出・保全	④都市における多様な緑化の推進 ⑤都市地域等の低・未利用地の利用の推進
3 自然再生・生物多様性の確保に関する取り組みの拡大	⑥森林や里山整備の推進 ⑦生物多様性保全活動の推進
4 花緑の効果的な活用	⑧地域の子育て力の向上 ⑨高齢者等の健康増進 ⑩花緑の担い手の育成 ⑪都市と農山村との連携の推進 ⑫良好な景観形成の推進 ⑬地域の元気づくり
5 花緑による安全・安心の向上	⑭地域防災力の向上 ⑮防災・減災対策の推進

VII 維持管理の推進（第6章）

①人材育成、②普及啓発、③支援
花緑団体中間支援団体に対する支援など

VIII 計画の推進体制（第7章）

県民、団体、事業者及び行政等の役割
県民、団体、事業者及び行政等の支援・啓発、協働、連携